

脱炭素経営促進資金

再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの促進等、温室効果ガスの排出量削減及びカーボンニュートラルの達成に取り組む中小企業者等に対して、必要な資金を長期・低利で融通することにより、中小企業者等の脱炭素経営への転換を支援します。

融 資 対 象 と な る 方	◆ 京都府内に事業所又は営業所があり、原則、府内で1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、組合又は特定非営利活動法人で、脱炭素化に係る取組を実施することについて京都府知事又は京都市長の確認を受けている方 《中小企業者》 ◎ 法人の場合…府内に事業所又は営業所がある企業 ◎ 個人の場合…原則、府内において所得税・事業税を申告している方 《組 合》 中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等 《特定非営利活動法人》 府内に事務所を有する特定非営利活動法人 ※ 京都府税及び京都市税（京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ）の滞納がないこと
融 資 利 率	◆ 年1.4%以内（固定）
信用保証料率	◆ 有担保の場合：0.25～1.60% 無担保の場合：0.35～1.70%（詳細は裏面記載） ※ 京都信用保証協会により保証料率が優遇されています。
資 金 使 途 融 資 期 間 等	◆ 設備資金（脱炭素化に係る取組に要する費用に限る） ◆ 15年以内 ＜原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、2年以内の据置可＞
融 資 限 度 額	◆ 有担保で2億円、無担保で8,000万円
担保・保証人	◆ 保証協会の信用保証が必要 ◆ 連帯保証人は、必要に応じて徴求する（ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない）
受 付 機 関	◆ 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行 京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫 近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱UFJ銀行、商工組合中央金庫
実 施 期 間	◆ 令和5年4月1日～令和8年3月31日保証申込受付分

※ 御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

◆ 別表（信用保証料率）

区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証 料率(%)	無担保	1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	0.90	0.70	0.50	0.35
	有担保	1.60	1.45	1.30	1.10	0.90	0.80	0.60	0.40	0.25

◆ 脱炭素化を図ることに係る知事又は市長の確認について

- ・ 事業計画書（別紙様式）を京都府又は京都市の下記の部署まで御提出ください。

◆ 京都府 商工労働観光部 中小企業総合支援課 宛

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

◆ 京都市 産業観光局 地域企業振興室 宛

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

※ 提出先は、本店（個人の場合、住居又は事業所）の所在地によって異なります。

＜本店所在地が京都府下の場合＞

- ・ 本店所在地が京都市内の方は京都市へ、京都市外の方は京都府へ御提出ください。

＜本店所在地が京都府外の場合で、事業所が京都府下にある場合＞

- ・ 事業所所在地が京都市内の方は京都市へ、京都市外の方は京都府へ御提出ください。
- ・ 事業所が京都市内・市外の両方にある方は、事業計画書の提出先について、事前に京都信用保証協会までお問合せください。